



お知らせ

軽自動車などの登録、廃車、名義変更をお忘れなく

軽自動車税は、軽自動車、原動機付自転車、小型特殊自動車および二輪の小型自動車に対して、毎年4月1日の所有者に課税されます。

車両を取得した場合や、廃車・譲渡をした場合には、届出をしなければなりません。トラクターやコンバインの買替え時にも届出をする必要があります。

○取得した場合………15日以内  
○廃車・譲渡した場合……30日以内

まだ、届出を済まされていない車両がありましたら、すみやかに手続きを行ってください。なお、車種により必要書類や届出場所などが異なりますので、事前にご確認ください。

◆原動機付自転車

(125cc以下のバイクなど)  
小型特殊自動車  
(トラクター、フォークリフトなど)

届出には、印鑑(認印可)のほか、次に次の書類が必要です。

《購入の場合》  
・ 申告書(登録用)  
・ 販売証明書

※中古車は廃車証明書も必要です。

《譲受の場合》

・ 申告書(登録用)  
・ 譲渡証明書  
・ 廃車証明書

《廃車・譲渡の場合》

・ 申告書(廃車用)  
・ ナンバープレート

☆代理人が届出する場合

・ 委任状  
※販売業者の場合も委任状が必要です。

【届出場所】  
市役所税務課 ☎(25)8116  
または 各支所

その他の車種については、次の窓口までお問い合わせください。

◆軽二輪(125cc超～250cc)  
小型三輪(251cc～)  
滋賀運輸支局  
守山市木浜町2298-5  
☎050(5540)2064  
(音声案内)

◆軽四輪、軽三輪  
軽自動車検査協会

守山市木浜町2298-3  
☎077(585)7103

若者の住宅確保支援制度に基づく住宅リフォーム補助

高島市で定住するために、または、営業目的以外で所有する空き家を貸し出すために、次の条件を満たされる方が市内業者に請け負わせて、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に完了する住宅のリフォーム工事(工事費100万円以上)をされた場合、若者定住促進条例に基づき、対象工事費の4分の1(40歳未満・50万アイイ限度)または8分の1(40歳以上・25万アイイ限度)の補助が受けられます。該当される方は、3月31日までに申請手続きを行ってください。

《補助を受けられる方》

- ・ U・J・ターナー  
・ 実家で定住する方  
①市内の賃貸住宅等から市内の実家に戻り定住される方  
②結婚または1年以内に結婚

し、引き続き市内の実家に定住される方  
・ 既に借手が決まっている営業目的以外の空き家を所有する方

《補助を受けられる住宅》

前記の方が所有する住宅、または、所有を前提とする住宅

※今年度の申請手続きの受け付けは3月31日までです。4月1日以降に申請手続きをされても、補助できませんのでご注意ください。

※年度をまたぐ工事は補助の対象となりません。年度をまたぐ恐れがある場合は、申請手続きを行ったうえで4月1日以降に工事着工してください。また、平成21年4月1日以降、事前着工されたリフォーム工事については、補助の対象となりません。

詳しくは、お問い合わせください。

図商工観光課 ☎(25)8514

「春の防災予防運動」はじまります

3月1日(日)～3月7日(土)

これからの季節は空気が乾燥し、火災が発生しやすい時期です。日ごろから火の元の点検に心がけま

☎(25)5775

滋賀県労働相談所を

ご利用ください

滋賀県では、労働者や事業主の方が、労働に関する悩みごとについて相談できるよう、草津市に労働相談所を設置しています。平日の昼間はもちろん、夕方、土曜日、日曜日にも相談を受け付けています。相談は無料で、秘密は厳守されますので、お気軽にご利用ください。また、通話料無料の「労働相談ダイヤル」もご利用ください。

《滋賀県労働相談所(面談相談)》

住所 草津市大路一丁目1-1  
エルティ932 3階  
(草津駅東口前)  
☎☎077(564)2030

《労働相談ダイヤル》

☎0120-967164

▼相談時間

月～金曜(平日) / 10時～20時  
※祝日の場合は17時～20時  
土・日曜 / 10時～16時

図商工観光課 ☎(25)8514

しょう。

多くの方に、火災予防に関心を持っていただくため、住宅防火フェア、防火ポスター展を開催します。お気軽にお越しください。

【住宅防火フェア】

▼日時 3月1日(日) 10時～16時

▼場所

今津ショッピングセンター  
(リブル、平和堂) 1階

▼内容

住宅用火災警報器等の展示  
消防車・救急車のペーパークラフト、消火器体験、防火紙芝居  
防火相談コーナー

【防火ポスター展】

▼日時 2月27日(金)～3月5日(木)

▼場所

今津ショッピングセンター  
(リブル、平和堂) 1階

図高島市消防本部 予防課  
☎(25)5403

住民登録の届出は、最寄りの支所でもできます

高島市へ転入された皆さん、市内で引越し(転居)をされた皆さん、

住民登録の届出はお済みですか。市役所からのお知らせを迅速に行うためには、現在お住まいの住所での住民登録が不可欠です。

住民登録が前住所地のままの方は、新しい住所での住民登録の届出をお願いします。なお、転入・転出・転居などの届出は、最寄りの支所でもできます。

図行政課 ☎(25)8000

人権相談所を開きます

人権擁護委員が、人権に関する相談に応じます。日頃お困りのこと、いじめや差別など、「これは人権に関わることでないか?」と思われることがあれば、お気軽に相談ください。相談は、無料で、秘密は固く守られます。

▼日時

3月11日(水) 13時～16時

▼場所

市役所本庁会議室  
図人権施策課 ☎(25)8524

「女性のための悩み相談室」出張相談

働く女性の家では、毎週水曜日に「女性のための悩み相談室」を開いています。相談は無料で、秘密は固く守られますので、安心してご相談ください。

働く女性の家

▼日時 3月25日(水)

13時30分～16時30分  
※相談時間は、お一人50分です。

▼場所

朽木農民研修センター 第1研修室

▼対象者

市内に在住または在勤・在学の女性

▼申込方法

予約制ですので、働く女性の家相談専用電話まで申し込みください。  
専用電話 (25)4052  
受付時間 9時～17時  
(火)土曜日

働く女性の家では、毎週水曜日に「女性のための悩み相談室」を開いています。相談は無料で、秘密は固く守られますので、安心してご相談ください。

働く女性の家